

## 嫡出推定制度の見直しについての検討（２）

### 第４ 嫡出否認制度の見直し(2) —否認権の行使期間に関する規律の見直し—

#### １ 考えられる見直しの在り方

民法第777条を次のように見直すことについて、どのように考えるか。

夫の否認権，親権者である母等によって代理行使される子の否認権及び母の否認権の行使期間の制限に関する規律については，次のいずれかの案による(注1)，(注2)，(注3)。

第1案 否認権は，次に掲げる場合のいずれかに該当するときは，行使することができない。

ア 否認権者が子の出生を知った時から[5年／10年]を経過したとき。

イ 否認権者がその子について否認権を行使できることを知った時から[1年／2年]を経過したとき。

第2案 否認権は，否認権者が子の出生を知った時から[3年／5年]を経過したときは，これを行行使することができない。

(注1) 否認権者が複数存在する場合には，否認権の行使期間は否認権者ごとに進行することを想定している。

(注2) 親権者である母等によって代理行使される子の否認権については，代理行使をする者の認識を基準として規律を設ける方向で，引き続き検討する。

(注3) 子自身による否認権の行使は，本文の期間が経過している場合であっても，子が[15歳／成年／25歳]に達した後一定期間はなお可能とすることについては，引き続き慎重に検討する。

#### ２ 夫の否認権，親権者である母等によって代理行使される子の否認権及び母の否認権の行使期間の制限に関する規律の見直し

##### (1) 現行法の規律

民法第777条は，嫡出否認の訴えは，夫が子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならないと規定している。

この否認権の行使期間はいわゆる除斥期間であり，嫡出否認の訴えの提起を受けた裁判所は，職権でこれを調査し，行使期間を徒過している場合には訴えを却下しなければならない。また，行使期間の起算点について，条文の文言どおり，夫が子の出生を知った時と解釈するのが，通説・判例（大判昭和17年9月10日法学12巻4号67頁）である。

嫡出否認の訴えは，民法第772条により推定される父子関係が生物学上

の父子関係と一致しない場合に、これを否定するものであるが、その否認権を1年の行使期間の経過により消滅させることとした根拠について、主として、子の身分関係を早期に安定させ、子の利益の保護を図ることが指摘されている(最判昭和55年3月27日裁判集民事129号353頁参照)。また、学説では、期間の経過により夫が子の父子関係を黙示に承認したと考えられること、時間の経過によって証拠が散逸するおそれがあること等が指摘されることもある。また、行使期間の長さについては、明治民法の起草時、子の出生を知った時に夫が遠方にいる場合等があることをも勘案し、当時の外国の立法例の中でも最長の例によって、1年としたものと説明されている。

## (2) 見直しの必要性

ア 部会資料3第1で検討したとおり、無戸籍者問題を解消する観点からは、母等に生物学上の父子関係に合致しない嫡出推定を否認した上で出生届を提出する機会を確保することが重要である。

第3回会議では、否認権行使の主体に関し、母等のイニシアティブで否認権を行使することができるようにするために、否認権を子に認め、親権者たる母等にその代理行使を認める方策や、否認権を母に認める方策について議論がされた。その中では、母等に子の否認権の代理行使を認めるべきであるとの意見や、母に否認権を認めるべきであるとの意見、あるいはいずれも両立するとの意見等が出たが、母等のイニシアティブで否認権を行使する方策を認めるという方向性については、異論がなかった。

その上で、その行使期間を検討するに当たっては、母等が否認権を行使するために十分な期間を確保することが重要であると考えられる。具体的には、現行法の夫の否認権の行使期間と同様、子の出生を知った時から1年間とすることは、子の妊娠・出産後の母に短期間で否認権を行使するか否かの判断を強いることとなり、また、調停・訴訟の手續の負担を負わせることとなって相当でないとも考えられる。

イ また、現行の民法第777条に対しては、夫の否認権の行使期間としても厳格すぎるとの指摘もある。例えば、子の出生後間もない時期に子の出生を知った夫が、子が成長するにつれて生物学上の父子関係の存在を疑うに至った場合などを想定すると、1年間という期間は夫が否認権を行使するか否かの判断をするために十分な期間とはいえないなどと指摘されている。

ウ このような観点から、現行の否認権の行使期間の制限を緩和することを検討すべきであると考えられる。

## (3) 見直しの基本的な考え方

現行の否認権の行使期間の制限に係る規律は、行使期間の起算点と長さによって規定されており、これを緩和する方策としても、行使期間の起算点の見直しとその長さの見直しによって行うことが考えられる。なお、第1案及び第2案はいずれも、夫の否認権及び(否認権を拡大することとした場合の)

子又は母の否認権の行使期間について提案するものである。

#### ア 第1案

まず、民法第777条が行使期間の起算点を「夫が子の出生を知った時」としている点を見直し、「否認権者とその子について否認権を行使できることを知った時」とするものである（以下、本部会資料において「主観的起算点」という。）。これにより、否認権者は、単に子の出生を知った時からではなく、夫と子との間に生物学上の父子関係がないことを知った時から否認権を行使すべきかどうかを判断すればよいこととなるため、行使期間の制限を実質的に緩和することになると考えられる。また、起算点をこのように定めることにより、行使期間が経過したときは、否認権者は、子が夫の生物学上の父でないことを知りつつ否認権を行使しなかったのであるから、父子関係を黙示に承認したということができると考えられる。

他方で、否認権者が否認権を行使できることを知らない間は、いつまでも父子関係が否定され得ることとなり、子の身分関係を著しく不安定にすることから、「子の出生を知った時」を起算点とする比較的長期の行使期間を設け（以下、本部会資料において「客観的起算点」という。）、この期間を経過したときは、主観的起算点からの行使期間が経過する前であっても、否認権を行使することができないこととするものである。

##### (ア) 主観的起算点と行使期間の長さ

否認権を行使するためには、否認権者が否認権を行使するか否かを判断することができる程度の事実を知る必要があると考えられることから、上記のとおり、主観的起算点について「否認権者とその子について否認権を行使できることを知った時」としている（例えば、父子の血液型が背馳する事実やDNA鑑定により父子関係がない蓋然性が高い事実など科学的に生物学上の父子関係がないことが証明された場合がこれに該当すると考えられる。また、夫が生殖能力を欠いている事実、懐胎期間に夫と母との間に性関係がなかった事実など諸般の事情に照らし、生物学上の父子関係がないことを知るに至った場合等もこれに該当すると考えられる。）。これに対し、このように確定的な認識を必要とすると、主観的起算点に該当すると認められる事案が限定されることになるため、「否認権者が、否認原因を疑わせる事情を知った時」とすることも考えられるが、単に子の容貌が似ていないといった事情や、懐胎時期に妻が別の男性と性関係を有していたという事情のみで、否認原因を疑わせる事情を知ったといえるかなど、その該当性の判断が困難になることも予想される。

また、行使期間の長さについては、現行法のとおり、1年間とすることも考えられる一方で、否認権者はその子について否認権を行使できることを知った時からどの程度の期間があれば否認権を行使するか否かを決断することができるかという観点から、特に母が出産後1年間で調停

の申立て・訴訟の提起をすることは困難であることを考慮し、多少の伸長をすることも考えられる。そこで、行使期間の長さについては〔1年／2年〕としている。

(イ) 客観的起算点と行使期間の長さ

客観的起算点は、現行法どおり「否認権者が子の出生の事実を知った時」としている。この点については、起算点を「子の出生の時」とすることも考えられる。しかしながら、子の出生の事実の認識は通常、母については問題とならず、これを知らない可能性があるのは夫に限られるが、夫が子の存在を知らない場合（夫が妻の出産した子を長期間にわたって知らない場合には、このような夫婦には通常、婚姻の実態が失われていると考えることもできる。）にまで、期間の経過を根拠に推定される父子関係を否定することができないこととするのは夫に過度な責任を負わせることになるとも考えられる。また、否認権者にとって酷であることや、そのような場合には、社会的にも父子関係が形成されていることは考え難く、推定される父子関係を安定させる必要性は乏しいとも考えられる。そこで、最低限、否認権者が子の出生の事実を知っていることが必要であるとしている。

また、行使期間の長さについては、否認権を行使する機会を保障するため、否認権者が否認権を行使できることを知らない間は、比較的長期間、否認権の行使を認めるべきであるという観点から、例えば10年間とすることも考えられる一方で、遅くとも子が義務教育を受け始める年齢（6歳）までには父子関係が確定していることが望ましいとの観点から、嫡出否認の調停の申立て又は訴訟の提起自体は5年以内にとるべきであるとも考えられる。そこで、行使期間の長さは、〔5年／10年〕としている。

イ 第2案

第1案のような主観的起算点を設けることは、嫡出否認の調停・訴訟において、この要件の存否が争われた場合に、その解釈やあてはめに困難が生ずるおそれがあることから、現行法と同様の客観的起算点を維持し、行使期間の長さを見直すことで、期間制限を緩和するものである。

行使期間を伸長することで、否認権者は、子の存在を知った時から一定期間内に父子関係の存否を疑い、必要があればDNA鑑定等を実施するなどして生物学上の父子関係の存否を確認することもできることから、期間経過後は父子関係を否定することができないこととしても、やむを得ないということもできる。

行使期間の長さについては、子の地位の安定を図るという観点からは、できる限り早期に父子関係を確定させることが望ましいと考えられる一方で、夫にとって、子が自身の生物学上の子であることを疑い、調査等で父子関係がないことを知った上で、調停・訴訟の手続をとるための期間とし

て不十分であり、また、母にとって、子の出産後直ちに否認権を行使することは困難であることから、2年間でも不十分であるとの指摘もある。また、子が義務教育を受け始める年齢（6歳）までには父子関係が確定していることが望ましいとの観点から、否認手続自体は5年以内にとるべきであるとも考えられる。そこで、行使期間の長さについては、[3年/5年]としている。

#### (4) 検討すべき課題

現行法に関しても指摘されることであるが、否認権の行使期間の制限について検討するに当たっては、一方で、民法第772条により推定される父子関係を早期に確定し、子の地位の安定を図る必要がある、他方で、否認権者に否認権を行使する機会を保障する必要があることから、これらのバランスを図ることが重要であると考えられる。

第1案は、否認権者に否認権を行使する機会を保障することを重視するものであるが、長期間父子関係が否認され得る状況が継続することとなり、子の地位の安定が早期に図られないこととなるほか、主観的起算点の定め方次第では、主観的起算点から起算される行使期間を経過することによって否認権を喪失する事案はかなり限定されるおそれがあり、また、主観的起算点の該当性をめぐって無用な紛争を生ずるおそれがあるという課題がある。

第2案は、行使期間を経過した後に、生物学上の父子関係がないことが判明することも考えられ、行使期間の経過後に法律上の父子関係をめぐる紛争が生ずるおそれがなお残ることとなる。

以上を踏まえ、民法第777条を見直し、否認権の行使期間の制限を緩和する方策について、どのように考えるか。

### 3 子について特別の否認権の行使期間を設けることの要否

(1) 子自身による否認権の行使の機会を保障する観点から、子について特別の否認権の行使期間を設けるべきであるとの指摘があり、否認権者の拡大について議論がされた第3回会議でも、子に否認権を認めることを示唆する意見があった。

このような見直しを支持する根拠としては、子自身の判断で、生物学上の父との間で法律上の父子関係を形成する手段を認めるべきであると考えられること（注1）、否認権の行使期間の制限は身分関係の安定という専ら子の利益を図るために設けられたものであるが、子自身が推定される父子関係を否認したいと考える場合には否認権の行使を認めてもよいと考えられることなどが指摘されているところである（注2）、（注3）。

(2) しかしながら、身分関係の安定の要請は、子の利益を目的とするものである一方で、父子関係の他方当事者である父にとっても重要であると考えられる。子が自らの判断で否認権を行使するためには、子が十分な判断能力を有する年齢に達することが必要であるが、その時まで父として子を養育してき

たという事実状態があるにもかかわらず、子の一方的な意思により、推定される父子関係を覆すことができるとするのは、夫に、扶養（民法第877条第1項）や相続（民法第889条第1項第1号）の機会を失わせるにとどまらない不利益を生じさせるおそれがあると考えられる。

また、いつから子自身の否認権を行使することができるかにもよることとなるが、父子関係の否定という重大な身分行為について、その子を事実上監護する者の意思を離れて判断することができず、実際にはその者の意向に左右されてしまうおそれがあり、慎重な検討が必要であるとの指摘もある。

- (3) 以上を踏まえ、子について特別の否認権の行使期間を設けることには、慎重な検討を要すると考えられるが、どのように考えるか。

(注1) 子自身による否認権の行使を認める立場からは、いわゆる出自を知る権利にも資する面があると指摘されることもある。

(注2) なお、子自身による否認権の行使を認める場合には、行為能力を取得し、婚姻をすることができる年齢でもある成年（平成30年法律第59号による改正後の民法第4条、第731条）に達した時からその行使を認めることが考えられるほか、養子となることの承諾、氏の変更、遺言等を単独でなし得る年齢である15歳（民法第791条、第797条、第961条）に達した時や、父子関係の消滅という重大な効果が生じる決断をするためには、身体的、精神的、社会的に相当程度成熟していることが必要であるとして、養親となることができる年齢である25歳（民法第817条の4）に達した時から行使することができることも考えられる。

(注3) 海外の制度をみると、ドイツ、台湾、オーストリアでは、子に否認権を認め、子が成年に達した後、自ら否認権を行使することを認めている。

他方、アメリカ（統一親子関係法〔2017年〕）では、子に否認権を認めているが（第602条）、子が2歳に達した後は、「推定される遺伝上の親ではなく、子と同居したことがなく、かつ、自己の子としてこの子を扱ったことがないこと」を裁判所が決定した場合等を除き、否認権を行使することはできないこととしている。また、フランスでは、原則として、子は成年に達してから10年間は親子関係を争うことができるとされているが（フランス民法第321条）、親子関係の安定性に配慮をして例外規定も定められている。具体的には、出生証書と身分占有が一致する場合で身分占有が5年未満であるときは、子が父子関係を争う訴えを提起することができることとされているが、身分占有が終了した日から5年又は父が死亡した日から5年で時効になり（フランス民法第333条第1項）、事実上、子自身が父子関係を争うことができないこととされている（なお、出生証書と身分占有が一致する場合で、身分占有が子の出生時から5年間継続しているときは、検察官を除いて、親子関係を争うことはできない。）。さらに、ドイツでは、連邦司法省が組織した親子関係法ワーキング・グループが平成29年7月に公表した報告書では、「子が父子関係を否認する可能性は、現行法におけると比べてこれを制限すべきであり、父の死亡、父が子に対して著

しく不当な行為をしたこと、父の同意があること、又は、父との間に社会的家族関係が確立していないことといった要件の下でのみ認めべきである」との指摘がされている。

#### 4 派生・関連する論点

##### (1) 父子関係不存在確認・強制認知に関する実務に及ぼす影響

ア 妻が婚姻中に子を懐胎した場合であっても、懐胎時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在するときは、その子について民法第772条の推定が及ばず、嫡出否認の訴えによることなく、父子関係不存在確認の訴え（人事訴訟法第2条第2号）や認知の訴え（強制認知。民法第787条，人事訴訟法第2条第2号）により、父子関係を否定することができるとする見解（いわゆる外観説。このような子は、講学上「推定の及ばない子」と呼ばれる。）があり、判例も外観説に立つものと指摘されている（最判昭和44年5月29日民集23巻6号1064頁，最判平成10年8月31日裁判集民事189号437頁，最判平成10年8月31日裁判集民事189号497頁，最判平成12年3月14日裁判集民事197号375頁，最判平成26年7月17日民集68巻6号547頁，最判平成26年7月17日裁判集民事247号79頁など）。

外観説については、一般に、民法第772条は、婚姻中の夫婦には通常、性的交渉があること、また、夫婦は相互に貞操義務を負っており仮に妻と夫以外の男性と性的交渉があったとしても、子の父は夫とすべきと考えられることから、同条第2項の期間中に生まれた子は夫の子と推定するものであるが、懐胎期間中に夫婦が同居していない等の場合には、同条の推定の基礎が失われるとともに、夫の子と推定しないことがかえって家庭の平和のためになることが多いことから、同条による嫡出推定が及ばないとするものと理解される。また、推定の及ばない子については、現行の嫡出推定制度が、否認権者やその行使期間を厳格に制限しているため、推定される父子関係と生物学上の父子関係が一致しない場合に、推定される父子関係を否定することができないことが不合理であると考えられる場面が多く生じているため、判例上、承認されることになったとの指摘もある。

イ 推定の及ばない子について、父子関係不存在確認の訴えや認知の訴えにより父子関係を否定することができることとする判例法理に対しては、嫡出推定制度が早期に父子関係を確定するとともに、家庭の平穏を保護することを目的としているにもかかわらず、父子関係不存在確認の訴え等により、何人も、訴えの利益がある限り、いつまでも父子関係を争えることになるため、身分関係の安定を害し、家庭の平穏を害する結果となっているとの指摘がある。

他方で、推定の及ばない子については、子は母の夫を相手方とすることなく、子の生物学上の父を相手方とする強制認知により、民法第772条の父子関係を否定することができ（前掲最判昭和44年5月29日）、婚姻中に家庭内暴力の被害を受けていたなどの理由で、訴訟等の場で夫と対峙したくないと考える母や、夫に子の存在を知られたくないと考える母にとって、父子関係を否定することができ、無戸籍者問題を解消するために有効な手段となっているとの指摘もある。

ウ 否認権者を拡大し、その行使期間を伸長することとした場合には、これまで推定の及ばない子として、父子関係不存在確認の訴えや認知の訴えによって争われていた事案は、その多くが嫡出否認の訴えによって争うことができることとなり、解釈上、推定の及ばない子という例外を認める必要がなくなるのではないかとの指摘がある。これに対して、これらの見直しをしたとしても、なお否認手続によっては十分に救済されず、父子関係不存在確認の訴え、認知の訴えが必要とされる事案があるのではないかとの指摘も存在するところである。

エ この問題は、現行の嫡出推定規定や嫡出否認制度の見直しの方向性を踏まえた上で検討すべき課題であるとも考えられるが、現時点で、この点について、どのように考えるか。

(2) 否認前に子の養育のために支出した費用の償還に関する規律の要否

否認権を夫以外の者に拡大し、また、その行使期間を伸長することとした場合には、夫が、一定期間、民法第772条により推定される子を養育してきたにもかかわらず、父子関係が否認される事態が生ずることがある。関係者の利益の調整の必要は現行法でも生じ得る問題であるが、否認権の行使期間を伸長することによって否認権が行使されるまでの事実状態が長期間に及ぶことや、否認権者を拡大することによって、場合によっては夫の意思に反して父子関係が否認されることから、見直し後はより顕著な問題として生ずることが予想される。

現行法では、明文の規定はないものの、解釈上、一般に、嫡出否認の調停が成立し又は嫡出否認の判決が確定したときは、民法第772条により推定される父子関係は遡及的に失われ、子は出生時から母の嫡出でない子となるとされている。そのため、夫が子の養育のための費用を支払っていた場合には、母等に対して、支出した費用に相当する額の返還を求めることができると考えられている（注1）。

しかしながら、父子関係が否認された場合に、夫が、子や母等に対して、否認前に子の養育のために支出した費用の返還を請求することができるのとすると、子や母等が、否認権の行使後の経済的な困窮を避けるために否認権を行使することができなくなるおそれがある。そこで、否認判決等の遡及効にかかわらず、夫は、子又は母等に対して、否認前に子の養育のために支出した費用に相当する額の返還を求めることができないとの規律を置くことにつ

いて、どのように考えるか。

このほか、否認権を夫以外の者に拡大し、また、その行使期間の制限を緩和することとした場合に、関係者の利益の調整について配慮すべき事項として、どのようなものが考えられるか。

### (3) 父子関係を早期に安定させる方策の要否

嫡出否認の行使期間を伸長することとした場合には、その期間中は父子関係が確定しないこととなるが、子の出生後に、夫と子との間に生物学上の父子関係が存在しないことを知りつつ、民法第772条により推定される父子関係を早期に確定させたいとのニーズも存在するものと考えられる。

このような観点から早期に父子関係を確定し、身分関係の安定を図るために、否認権者が、単独で又は共同で、否認権を放棄する意思表示したときは(注2)、否認権を喪失するとの規律を設けること(注3)について、どのように考えるか。

(注1) 関連する裁判例として、大阪高決平成16年5月19日家庭裁判所月報57巻8号86頁は、嫡出でない子について、合意に相当する審判により相手方の子であることが認知された後、その母である申立人が、相手方に対して、養育費の支払を求めた事案において、「幼児について認知審判が確定し、その確定の直後にその養育費分担調停の申立てがされた場合には、民法第784条の認知の遡及効の規定に従い、認知された幼児の出生時に遡って分担額を定めるのが相当」として、被認知者が出生した月からの養育費の支払を命じた。

(注2) 否認権を放棄する意思表示については、否認権者にその判断を慎重にさせ、その意思が外部的にも明らかになっていることを担保する観点から書面又は電磁的記録によることや、意思表示の法的効果を否認権者が正しく理解した上でなされることを担保する観点から公正証書によること、さらに、当事者間の具体的事情を考慮した後見的な関与を求める観点から家庭裁判所の許可によることも考えられる。

(注3) 嫡出の承認に関する民法第776条の規定(「夫は、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。」)を見直すことも考えられる。

## 第5 認知に関する規律の見直し

### 1 規律の見直しの要否及び方向性

嫡出推定規定及び嫡出否認の期間制限の見直しに伴い、認知及び認知無効に関する規律を、次のような見直しを検討することについて、その必要性も含め、どのように考えるか。

(1) 嫡出でない子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。ただし、認知をしようとする者が子の父であることを証明したときは、この限りでない(注1)、(注2)。

(2) 認知無効の訴えについて、嫡出否認の訴えと同様に(注3)、提訴権者や提訴期間について一定の制限を設けることとする。

(注1) [成年／15歳] に達しない子の承諾については、法定代理人（親権を行う母を含む。）によってされることを想定している。

(注2) 認知をしようとする者が子の父であることの証明をどのように行うかについては、引き続き検討する。

(注3) なお、嫡出否認の訴えにおいて、子の生物学上の父を提訴権者としな  
いこととした場合であっても、認知無効の訴えの提訴権者には含めること  
とするなど、嫡出否認と認知無効の差異を踏まえた相違点が生ずることは  
想定している。

## 2 認知に関する規律の見直し（上記1(1)）

現行の認知制度は、父が、胎児を認知する場合には母の承諾が必要であると  
し（民法第783条第1項）、また、成年の子を認知する場合や死亡した子を認  
知するときはその直系卑属が成年者である場合には、その者の承諾が必要で  
あるとしている（民法第782条、第783条第2項）ほかは、父の認知に当た  
って、母や子の承諾を要件とはしていない。また、認知に当たっては、認知者  
と子との間の父子関係の存在を証明することも必要とされていない（生物学上  
の父子関係がない認知は無効であるが、認知無効の訴えによって無効であるこ  
とを主張することができる（民法第786条））。

そのため、嫡出推定（民法第772条）や父の認知（民法第779条）によ  
って既に父が定まっているのではない未成年の子については、無関係の第三者  
から濫用的に認知を受けるおそれがあるとして、このような認知を防止するた  
めに、未成年の子の認知について、子や母の承諾を要件とすべきであるとの指  
摘がある。他方で、認知は、事実として存在する生物学上の関係を法的にも承  
認する行為であり、生物学上の父である者が認知をしようとする場合にまで、  
母が認知を拒絶することができることは相当でないと考えられることから、本  
部会資料では、生物学上の父子関係が証明された場合には父は認知できるとす  
ることを提案している。なお、生物学上の父子関係があることの証明について  
は、裁判によることを求めることが考えられるものの、なお検討を要すること  
から、その旨注2で付記している（注）。

このような見直しを検討することについて、その必要性を含め、どのように  
考えるか。

(注) なお、現行法では、胎児認知の際に母の承諾を必要とし、また、成年の子の認知の  
際に子の承諾を必要としており、生物学上の父子関係の証明がある場合であっても、  
異なることはないため、これらの点については、別途検討する必要があるものと考え  
られる。

## 3 認知無効に関する規律の見直し（上記1(2)）

(1) 民法第786条は、「子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を

主張することができる」と規定し、任意認知がされたときでも、認知者と子との間に生物学上の父子関係がない場合には、子その他の利害関係人は認知無効の訴えを提起することができるとしている。認知無効の訴えについては、期間制限は設けられておらず、また、提訴権者についても「子その他の利害関係人」とされている（注）。

- (2) 嫡出でない子については、認知者との間に生物学上の父子関係がない場合は、広く利害関係人からいつでも認知無効の訴えを提起され、父子関係が否定されるおそれがあり、子の地位がいつまでも安定しない結果となっており、嫡出否認の否認権者及び否認期間について厳格な制限が設けられている嫡出子との均衡を欠くとして、これらの規律を見直し、認知無効の訴えについても、提訴権者や提訴期間について制限を設けることが必要であるとの指摘がある。

具体的には、訴えの提訴期間については、嫡出否認権の行使期間に関する第1案及び第2案のようにすることが考えられるほか、その起算点について、認知者、子、子の母にとって認知の事実は容易に知ることができることから、客観的起算点を「認知の時」とすることも考えられる。

また、生物学上の父については、上記2のように、未成年の子の認知に際して子や母の承諾を要件とする場合には、生物学上の父に提訴権を認める必要はなく、かえって認知者と母との家庭の平穩を害することとなり相当でないとも考えられる一方で、生物学上の子を認知したいという父の利益を重視し、提訴権を認めるべきであるとも考えられる。

- (3) このような見直しを検討することについて、その必要性も含め、どのように考えるか。

(注) 判例は、認知者自身も「その他の利害関係人」に該当するとし、認知者は、生物学上の父子関係がないことを知りながら認知をした時であっても、認知無効の訴えを提起することができるとしている（最判平成26年1月14日民集68巻1号1頁）。